

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」というイオンの基本理念に基づき、コーポレートガバナンス基本方針を制定しております。

この基本方針を全ての企業活動の指針とし、「お客さま基点、現場主義による価値創造」「最大の経営資源である人間の尊重」「地域社会とともに発展する姿勢」「長期的視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長」「透明性があり、規律ある経営の追求」をコーポレート・ガバナンスにおける基本姿勢としております。

また、商品・サービスの提供を通じ、株主をはじめとするステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することを経営の最重要課題と位置づけております。会社法や各種法令、社会規範、内部統制等を遵守するとともに、変化に即応し、絶えず革新し続ける企業風土を貫くことにより、企業の安定的かつ継続的な成長を実現してまいります。

なお、詳細に関しては、ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

「コーポレートガバナンス基本方針」

<https://www.aeon-kyushu.info/static/detail/corporategovernance>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	26,094,371	75.38
イオン九州社員持株会	741,727	2.14
イオン九州共栄会	660,620	1.90
マックスバリュ西日本株式会社	525,360	1.51
イオンフィナンシャルサービス株式会社	328,350	0.94
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 九州電力口及び九州電力送配電口	320,000	0.92
株式会社西日本シティ銀行	245,820	0.71
加藤産業株式会社	222,743	0.64
株式会社大分銀行	214,799	0.62
株式会社福岡銀行	181,773	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明

当社の親会社は、イオン株式会社であり当社の株式の75.38%を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

2月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

イオン株式会社は当社の株式の75.38% (2021年2月28日現在)を有する親会社です。
当社が親会社と取引を行う場合には、当社の企業価値の向上の観点からその公正性および合理性を確保するために、独立社外取締役が出席する取締役会において承認を得ることとするなどの監督を行っております。また、親会社グループ各社との取引に際しては、一般取引条件を参考に、双方協議の上、合理的にその価格を決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

- (1) 当社は、イオン株式会社(純粋持株会社)を中心とするイオングループに属しております。
イオン株式会社が、グループ戦略の立案、グループ経営資源の最適配分、経営理念・基本原則の浸透と統制、共通サービスの提供などを担い、グループシナジーの最大化を図る一方で、当社を含めた各事業会社は、専門性を高め、地域に密着した経営を行うことで、より一層のお客さま満足度の向上を図っております。
- (2) 当社の属するイオングループは、8兆円を超える営業収益規模を活かし、グループの全国一斉セールやイオンカードやイオンの電子マネー「WAON」等、イオンのグループインフラを活用した販売促進企画の展開により集客力向上に取り組んでおります。
また、グループでの共同調達や効率的なサプライチェーンの構築に取り組み、コスト低減を進め、イオンのブランド「トップバリュ」の開発や、メーカー及び国内外の産地との直取引を拡大し、お客さまにとって価値ある商品の開発と魅力的な価格の実現に努めております。
当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。
イオン株式会社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独立性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。
- (3) 当社はイオン株式会社との兼任役員を1名受け入れておりますが、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、親会社からの一定の独立性が確保されていると認識しております。
なお、イオン株式会社の「上場子会社のガバナンスに関する方針」は以下のとおりです。
「イオンは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念の下に、グループ会社の経営の自主性・独自性を重視し、分権制によるグループ経営を実践することで、グループ全体の企業価値が向上するものと考え、創業以来これを実践してまいりました。
そのような中、親会社である当社は、グループガバナンスの透明性と経営のスピードを高めるため、指名委員会等設置会社へ2003年にいち早く移行、さらに特定の事業に偏することなくグループ全体の視点に立った経営を強化すべく2008年に純粋持株会社に移行し、グループ全体のシナジーを高めるための経営諸施策を実施しております。
グループ会社のうち、特に事業・地域の特性を踏まえた自律的経営により持続的な成長が促進され、資本市場からの規律によりその経営の質が向上すると見込まれるものについては上場子会社としております。そして、上場子会社の少数株主保護の観点から、独立社外取締役の選任や独立役員による諮問委員会の設置などを要請しております。」

以上のとおり、当社はイオングループ各社との連携及びシナジーの最大化を図ることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久留 百合子	他の会社の出身者								○			
松石 禎己	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久留 百合子	○	久留百合子氏は、株式会社ビスネットの代表取締役であります。当社は、株式会社ビスネットとの取引を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	久留百合子氏は、消費者問題における豊富な経験およびダイバーシティ(多様性)に対する深い造詣を有しておられることから、当社の経営全般に関する監督と的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、「適合項目に関する補足説明」に記載している事項以外に当社との特別な利害関係もなく、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていることから、独立役員に指定しております。

松石 禎己	○	——	松石禎己氏は、長年会社の経営に携わっており、培われた知識・経験等を活かして、当社の経営全般に関する監督と的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていることから、独立役員に指定しております。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役員数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は監査計画の立案及び監査計画の報告などにおいて監査役と緊密な連携をとり、監査機能の充実を図っております。経営目的に照らして、経営及び業務内容の活動と制度を公正な立場で評価、指摘、指導する機能を持つ経営監査室を設けております。経営監査室は、年間内部監査計画に基づき業務監査を実施し、内部監査の結果は監査役会に報告され、監査役との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数 更新	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笹森 弘章	他の会社の出身者					○								
青木 謙城	他の会社の出身者													
古賀 和孝	弁護士													
西田 恵	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

笹森 弘章		笹森弘章氏は、1996年9月に当社の親会社であるジャスコ株式会社(現イオン株式会社)に入社し、その後、2016年より当社の兄弟会社であるイオンベトナムの業務執行者として勤務しておりました。	笹森弘章氏は、イオングループ企業における多様な業務経験で培われた広い知識と経験を、当社の監査に活かすことができるものと判断し、社外監査役として選任しております。
青木 謙城		青木謙城氏は、1992年4月に当社の兄弟会社である株式会社ダイエーに入社し、その後、2019年より当社の兄弟会社であるマックスバリュ西日本株式会社の常勤監査役として勤務しております。	青木謙城氏は、イオングループ企業における多様な業務経験で培われた広い知識と経験を、当社の監査に活かすことができるものと判断し、社外監査役として選任しております。
古賀 和孝	○	—————	古賀和孝氏は、主に弁護士としての専門的見地等より、当社の経営全般に関する監督的的確な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていることから、独立役員に指定しております。
西田 恵	○	—————	西田恵氏は、弁護士としての豊富な経験と見識を有しておられ、当社においても監査役として企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進について指導をいただくために、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていることから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬と当社の業績や株価との連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬に関しては、原則として当社の経営成績及び株価と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬制度としており、企業価値の増大に貢献するものと考えております。

当社では、2007年5月開催の第35期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションを導入しております。(親会社の役員を兼任している非常勤取締役及び社外取締役は除く)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

直近事業年度における全取締役に対する報酬額は次のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く8名)	149百万円
社外取締役(2名)	6百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、基本報酬、業績報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成しております。

取締役に対する報酬等については、経営方針遂行を強く動機づけ、業績拡大および企業価値向上に対する報酬等として有効に機能するものとしております。また、取締役の基本報酬等の額は、従業員給与とのバランスを勘案し、役位、在任期間の業績・成果等を考慮して決定しております。

a.基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、毎月支給される定額の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して代表取締役社長が決定しております。

b.業績報酬

取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で年度終了後に支給される金銭報酬としております。役位ごとの業績報酬規定額に会社業績予算達成度に応じた支給率(0~200%)を乗じて決定しております。また、基本報酬と合わせた総現金報酬に占める業績報酬の比重は役位に応じて0%から50%程度とし業績貢献度に応じて代表取締役社長が決定しております。

c.株式報酬型ストックオプション

株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てております。

新株予約権の割当規定数については、役位別基準数に基づき決定し、定時株主総会後の取締役会において遅滞なくその総数の上限を決定しております。新株予約権の個人別の割当数については、役位別基準数に対して当該年度の業績に基づき年度終了後に決定しております。

社外取締役は基本報酬のみとし、貢献度等に応じて代表取締役社長が決定いたします。また、業績報酬及び株式報酬型ストックオプションについては適用対象外としております。また、社外取締役ではない非業務執行取締役及び他のグループ会社の業務執行者を兼務する取締役については、報酬は支給していません。

また、当社の取締役の報酬限度額は、2007年5月8日開催の第35期定時株主総会において年額3億700万円(うち株式報酬型ストックオプション公正価格分は年額400万円)とする旨決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会における活発な議論と適切な意思決定を可能にするため、取締役会資料の事前配布および事前説明、経営全般の重要情報の共有などを通じて情報提供を行うことで、社外取締役の知見や客観性に基づく意見を取締役会の運営に反映させます。

また、定期的に開催される監査役会において常勤監査役と社外監査役は情報の共有化を図るとともに、経営監査室は、内部監査に基づく報告を監査役会に適時報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、安定的な企業成長を行うため、迅速な経営意思決定を図るとともに、効率的な経営を遂行できる組織を整備しております。

一方、経営の透明化を図るため、監査体制を整えております。

(1)取締役会

取締役会は、提出日現在7名(うち社外取締役2名)で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規則に則り、月1回開催を原則とし、必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定をしております。

(2)執行役員会

執行役員会は、代表取締役社長及び提出日現在常勤の取締役3名(執行役員を兼務)、常勤の監査役1名及び取締役会決議により選任された執行役員7名が出席し、経営課題や全社的執行方針など取締役会決議に基づき委任を受けた事項(会社法上または定款上、取締役会で決議しなければならない事項を除く)について、審議、検討、報告することを中心に、月2回を原則として開催しております。

(3)監査役会

監査役会は、提出日現在4名(うち社外監査役4名であり、常勤監査役1名、非常勤監査役3名)で構成され、監査役会規則に則り、月1回開催を原則とし、必要に応じ随時監査役会を開催し、公正・客観的な立場から監査を行っております。

なお、監査役は、取締役会及び執行役員会に出席し、取締役会並びに取締役の意思決定、業務執行に関し十分な監視機能を果たすとともに、実効性を高めるために会計監査人である監査法人並びに内部監査部門である経営監査室との連携を図っております。

(4)内部監査体制

経営目的に照らして、経営及び業務内容の活動と制度を公正な立場で評価、指摘、指導する機能を持つ経営監査室を設けております。

経営監査室は、年間内部監査計画に基づき、内部統制部門及び監査役監査との連携を取りながら業務監査を実施し、内部監査の結果は、取締役会、執行役員会、監査役会に報告されております。

(5)会計監査人

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、監査契約に基づいて定期的な会計監査を受けております。第49期事業年度(2020年3月1日~2021年2月28日)において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、三浦宏和氏および池田徹氏であります。

なお、有限責任監査法人トーマツおよび同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役を2名選任しております。また、4名の監査役(社外監査役4名)により取締役の業務執行状況を監視・監督することにより、経営活動が適正に遂行できる体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使において検討時間を十分に確保できるよう、招集通知の発送の早期化に努めております。その目安として、株主総会開催日から3週間前に発送することを心がけております。 2021年は、2021年4月27日に発送し、4月26日にweb開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年5月中に開催しており、集中日を回避した設定となっております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
その他	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2021年5月19日開催の第49期定時株主総会について、インターネットによるライブ配信を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回株主さま懇談会を実施し、経営方針、政策を説明しております。 2021年2月期におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から株主懇談会の開催を中止しましたので、インターネットによる配信で実施したイオングループの「2020年株主説明会」において、当社の取り組みについて説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算説明会を4月上旬に、第2四半期決算説明会を10月上旬に証券アナリスト等を対象に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて決算短信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部においてIRを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	イオンの基本理念・イオン宣言・イオン行動規範・イオン九州コーポレートガバナンス基本方針に従い、お客さまや株主などステークホルダーへの考え方、判断基準を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	より良き企業市民を目指して、店舗や本社周辺の清掃活動に加え、各種募金活動に取り組むとともに、新店開設時の植樹活動や従業員による各種ボランティア活動に取り組んでいます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の改定に関し、以下の通り決議しております。

「内部統制システムの構築に関する基本方針」

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項等に基づき、以下のとおり、「業務の適正を確保するための体制」（「内部統制システム」）構築の基本方針を定める。

当該株式会社における体制は次に掲げる体制とする。

【業務の適正を確保するための体制】

1. 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 職務の執行にあたっては、2003年4月に制定されたグループ共有の行動規範である「イオン行動規範」を行動の基本とし、法令あるいは定款の違反を未然に防止する。

(2) 「コンプライアンス委員会」を設置し、代表取締役社長を委員長としてコンプライアンス経営の監視、統制を確保する。

(3) 「ISO推進委員会」を設置し、環境方針の審議、環境目的・目標の検討、関連法規制の遵守状況など、経営層に常に必要な情報が報告される体制を確保する。

(4) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。

(5) 当社は法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期に発見し是正することを目的として、通報窓口を設置する。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行わない。

2. 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会並びに執行役員会の決定に関する記録については、取締役会規則などに則り、作成、保管及び管理を行う。

(2) 職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報につき、これに関する資料と共に該当する文書規定に基づいて、適切に保存し管理する。

(3) 個人情報保護については、グループ個人情報安全管理規程に基づき情報の保存及び管理する。

3. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 当社はリスク管理の最高責任者を代表取締役社長、各本部長を責任者とし、事業の継続と人命の安全を確保するための体制と環境を整え、危機の未然防止及び危機発生時の被害最小化を目的とした「リスクマネジメント規定」を策定し、リスクマネジメント委員会にてリスクにかかわる課題、対応策の審議を行うとともにリスクの減少及び被害の低減に努める。

(2) 当社は災害、環境、コンプライアンス等に係る経営リスクについては、各委員会及び担当部署において、規定・マニュアルの作成・配布及び研修などを実施することにより全従業員に徹底する。

(3) 社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力から不当要求事実などの発生時には、警察当局・弁護士などとの緊密な連携により、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含め対応する。

4. 当該株式会社の取締役及び使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は業務の有効性と効率性を図る観点から、経営に係る重要事項については、社内規定に従い、執行役員会の審議を経て、取締役会において決定する。

(2) 取締役会及び執行役員会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、取締役及び使用人が迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能の確立を図るため組織規定を定め、職務権限や職務責任を明確にし、適切な業務執行を行う。

(3) 会社方針に基づいて現場である店舗が適正に運営されているか、内部監査部門が定期的に監査し取締役及び使用人並びに各部署の長に報告する。必要がある場合は、担当する取締役及び使用人並びに各部署の長は是正処理を講ずる。

5. 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に担当する者

(3)及び(4)において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制。

(2) 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制。

(3) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。

(4) 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。

イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正の動向並びに対応の検討及び業務効率化に資する対処事例の水平展開などを進めている。ただし、独立性の観点から具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしている。

当社としては、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況などに係る報告などを適宜受け取り、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。

親会社及び子会社、関係会社との賃貸借契約やプライベート商品の売買取引などの利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉のうえ、決定している。

6. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役の業務を補助する使用人は特に設けない。監査役は、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図る。

(2) 監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、業務内容、期間などを決めて、適切な使用人を確保するように取締役または取締役会に対して要請するものとする。

(3) 監査役の補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を行うものとする。

7. 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、監査役は補助使用人の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動及び人事評価などに対する監査役の事前の同意権を明確にするものとする。

8. 当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

9. 次に掲げた体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制。
- (2) 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制。

取締役及び使用人は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。

- ・ 当社の業務、財務に重大な影響及び損害を及ぼすおそれがある事実。
- ・ 当社の取締役及び使用人が法令または定款に違反する行為で重大なもの。
- ・ 内部通報制度にもたらされた通報の内容。
- ・ 会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの。

経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況などは、取締役会などで定期的に報告する体制をとっている。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 通報者に不利益が及ばない通報窓口の仕組みにおける通報の状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
- (2) 内部通報窓口への通報内容が監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通知する。

11. 当該監査役設置会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用または債務を処理する。

12. 当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 常勤監査役は、監査計画案及び監査予算の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を進める。
- (2) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、執行役員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
- (3) 監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察、弁護士等の外部関係機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応を行うこととしております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・ 定期的にコンプライアンス研修を開催することにより、反社会的勢力からの不当な要求に対して組織的に対応する風土を醸成しております。
- ・ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とし、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行っております。
- ・ 弁護士等の外部専門機関との連携を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は、外部専門機関と連携し、組織的に対応する体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、会社情報(投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報)を適正かつ迅速に開示するため、以下の体制を整えております。

1. 会社情報の適時開示の社内体制

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報は、原則として社内各部門より取締役会に付議され、審議・承認を経て、管理担当の指示により経営企画部（以下、IR担当部署）が、東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

(2)発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、迅速な開示を行うため、社内各部門より代表取締役社長に伝達され、確認を得た後、管理担当の指示によりIR担当部署が、東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

(3) 決算に関する情報

財務経理部より取締役会に付議され、審議・承認を経て、管理担当の指示によりIR担当部署が、東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

2. 会社情報の管理部署及び適時開示のチェック機能

開示情報の管理責任部署をIR担当部署とし、管理担当を会社情報の管理、公表の総括責任者としております。

管理担当は、取締役会及び執行役員会(原則月2回開催)に出席し、会社情報を把握できる体制を整えております。

IR担当部署は、管理担当の指示により会社情報について適正かつ迅速に開示を行うため、東京証券取引所の定める規則と照合し、適時開示の必要性の検討しております。

また、必要に応じ顧問弁護士、公認会計士の指導を得ております。

(参考資料)コーポレート・ガバナンス体制 模式図

